

令和6年度

栃木市消防団  
小型動力ポンプ付積載車  
仕様書

栃木市

## I 総 則

1 この仕様書は、栃木市（以下「甲」という。）が令和6年度に購入する小型動力ポンプ付積載車（以下「車両」という）のシャーシ及び車両取付品、積載品、付属品、並びに本体艀装に関する仕様について必要な事項を定める。

### 2 概 要

- (1) 車両は、当該シャーシに自動操作が可能な小型動力ポンプを装備し、火災等の災害に対し速やかに活動できるものとする。
- (2) 車両は、この使用に対して十分に満足し得るよう艀装すること。
- (3) 車両の艀装にあたり、使用の目的が達成されるよう製作する上で技術上の変更を要する場合、または不明な点及び疑義がある場合には、担当者との協議し承認を得ること。また、その解釈については担当者の指示に従うこと。
- (4) 受注者（以下「乙」という。）は、制作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合は、担当者との協議し、変更承認函を提出し、承認を得ること。
- (5) 車両の性能、安全及び技術上当然に必要なものについては、本仕様書記載の有無に係りなく、より高い性能と安全性とを有するよう「乙」の責において施工すること。
- (6) 「乙」は、製作全般にわたり厳重な検査を実施する事とし、製造は品質保持並びに環境配慮からISO14001取得工場にて製造すること。
- (7) 「乙」は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合は、その責任を負うこと。
- (8) 車両は、関係法令に基づく検査に合格し、且つ、「甲」の検査に合格したものでなければならない。

### 3 適用法令

完成車両は、消防自動車として消防設備の規格に適合し、且つ安全な操作が確保できるもので次に挙げる法令、その他消防関係法令及び通達に適合するものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (3) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令24号）

- (4) 消防用車両の安全基準検討会の定める「消防ポンプ自動車の安全基準」
- (5) その他関係法令、規格等にすべて適合した緊急車両とすること。

#### 4 購入台数

小型動力ポンプ付積載車 2台

#### 5 提出書類

- (1) 「乙」は、契約締結後、「甲」と製作に関する詳細な協議を行い、その結果に基づき、次に掲げる図書等を契約後40日以内にA4ファイル綴りにして提出し、「甲」の承認を受けた後製作に着手しなければならない。

ア 製作承認図一式2部（承認後1部返却）

- (a) 艀装概要図
- (b) 装備取付図
- (c) 警光灯、サイレン広報設備架装図
- (d) 電装図

イ 製作工程表2部

ウ 諸元明細書

エ 可搬消防ポンプ等整備資格者免状の写し

オ その他「甲」が指示するもの

- (2) 納入に際し、1台毎に次のものを提出するものとする。

ア 責任保証書（車両）1部

イ 責任保証書（艀装）1部

ウ 車両取扱説明書1部

エ 各種装備品等の取扱説明書各2部

オ 工程写真（シャーシ搬入時、組立後、艀装後、各種検査）2部

カ その他「甲」が指示するもの

#### 6 検査

- (1) 中間検査は、取付品及び艀装を仮止め又は仮止めできる状態で、製作会社で行う。

なお、社会情勢の状況等で制作会社において行うことが困難な場合は、検査方法を「甲」と協議すること。

- (2) 完成検査（納入検査）は、塗装が完了し車両艀装及び積載品を完備した時点又は納入時に当本部指定の場所で行う。

- (3) 検査を受けようとする時は、10日前までに「甲」に書類にて提出し承認を受けること。
- (4) 検査の結果、「甲」が不都合と認めた事項、箇所等については直ちに修復、または、部品交換等を完成させ、再検査を受けること。
- (5) その他必要と認める検査。

## 7 保証期間

- (1) 車両の保証期間は、「甲」の検査に合格した日から1年間とし、艀装部分及び積載品等については標準保証期間とする。
- (2) 保証期間において、設計施工及び使用部材等に起因した故障・不具合箇所については、「乙」が速やかに無償で改善策を講じるものとする。

## 8 登録手続き等

- (1) 「乙」は、車両が完成した時は陸運支局の行う新規登録検査に合格させるものとし、その手続き等一切を代行するものとする。
- (2) 自動車新規登録、緊急自動車届出確認証は「乙」が行い、自動車賠償責任保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料は「甲」が負担する。

## 9 事故防止

「乙」は、車両の製作及び移動にあたっては、事故防止に万全を期し、万一事故が発生した場合は、速やかに「甲」に連絡するとともに、その人的・物的被害について全て責任を負うものとする。

## 10 費用負担

完成車両の回送費用、試験及び技術指導に関する費用は、全て「乙」の負担とする。

## 11 納入場所

完成車両の納入場所は、栃木市消防本部（栃木市平柳町1丁目34番5号）とする。

## 12 納入期日

令和7年3月31日（月）

## 13 その他

- (1) 仕様書に基づかない取付品・付属品の追加又は変更については「甲」

- と協議し、指示を受けるものとする。
- (2) メーカーが公表した仕様及び艤装は、本仕様に係わらず施行するものとする。

## II 仕様

- 1 車両に使用するシャーシは、排気ガス規制適合車（九都県市粒子状物質減少装置適合車）とする。
- 2 車両の使用目的及び使用条件に十分耐え得る機動性、操作性、安全性、防食防水性及び耐久性を備えるものとする。
- 3 車両、装備及び付属品は、全て新規製品のものとし、標準装備、標準付属品については、その一切を付すること。
- 4 車両の条件
  - (1) 車両は、軽自動車四輪駆動式デッキバン型消防車仕様シャーシで、オートマチックトランスミッションを装備し、最新式の未使用車とする。  
なお、シャーシを切断加工しデッキバン型とすることは認めない。  
ただし、社会情勢の影響で車両の調達が難しい場合は「甲」と十分協議を行うこと。
  - (2) エンジン排気量は、660cc以下のガソリン車とする。
  - (3) 車両寸法は、軽自動車の基準に適合させるものとする。
  - (4) 乗車定員は、キャブ内定員4名とする。
  - (5) 平成17年排出ガス規制適合車とする。
  - (6) バッテリーは寒冷地仕様のものとし、資機材の積載に支障のない位置に配置すること。
  - (7) エアコン、パワーステアリング、パワーウィンドウ（前席）、電磁集中ドアロック、FM・AMラジオを装備し、他の主要装備については標準装備のものとする。
  - (8) 車両付属品（別表1参照）としてフロアーマット一式、サイドバイザー一式、泥除け一式、車両工具一式、スペアタイヤ、タイヤチェーン、LED式車幅灯、LED式路肩灯、フォグランプ、ドライブレコーダー、バックモニターを装備すること。
- 5 小型動力ポンプ
  - (1) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令及び日本消防検定協会が行う、受託試験B-2級に合格したものとする。
  - (2) エンジンは、水冷2サイクル又は4サイクルガソリンエンジンとし、検定出力は30kw以上とする。また、メンテナンスフリーを考慮し、

キャブレターレスとする。

- (3) 放水口は1口とする。
- (4) 乾燥重量は100kg以下とし、可能な限りの積載容量を取れるようにする。
- (5) 単独運転として使用したときは、真空ポンプはエンジン回転検出にて自動的に真空操作が行え、給水完了後は自動的に作動が停止する自動吸水装置付きとする。
  - ア 自動吸水の切り替えスイッチを取り付け、手動操作も行える構造とする。
  - イ 運転中に落水した場合は、自動的に真空操作を行う構造とする。
- (6) 始動方式はセルスターター式及びリコイルスターター式とすること。
- (7) 真空ポンプは、オイルレス真空ポンプを使用し、ベーン材には耐久性に優れたものを使用すること。
- (8) 冷却方式は、水冷循環方式とする。

## 6 車両の構造及び艀装関係

小型動力ポンプ及び必要な付属品の積載装置は、走行中の振動等により移動や落下又は破損等が生じないように安全確実に固定でき、且つ容易に積み降ろしができること。

- (1) 艀装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。
- (2) エンジンキーにより、積載品等の電源を遮断できる機能とすること。
- (3) 車載型無線機本体を旧車両から移設し、アンテナ及び配線等は新規製品を使用すること。
- (4) 車両バッテリー及びポンプバッテリー用充電器を装着し、マグネット式コンセントにより外部電源にて充電を行えるようにすること。
- (5) キャブ内後部座席の後ろに、ヘルメット掛け等フックを設けること。
- (6) 車両後部座席下に収納ボックスを設けること。
- (7) ポンプの積載装置は、手動で専用の小型動力ポンプ積載装置によって、積み降ろしが安全で且つ容易に行えるようにし、引き出しレールは傾斜構造とすること。
- (8) 後部ステップ等は、アルミ縞板製とすること。
- (9) 消防団章（ステッカー可）を車体前部中央付近に取付けること。
- (10) ホース収納装置は、5本以上の65mmホースが収納できるラックを設置し、雨避け用のシートをかけること。
- (11) 吸水管は、小型動力ポンプ用75mm×6mの軽量吸管に消火栓媒介金

- 具を取付け、荷台後部に積載すること。
- (12) 吸管ストレーナー、吸管ちりよけ籠、吸管ロープはストカゴセットとし、吸管付近に積載すること。
  - (13) とび口は、荷台上面に2本取付けること。
  - (14) はしごは、荷台上面に積載すること。
  - (15) 自動車用ABC粉末消火器10型を1本取付けること。
  - (16) 可変噴霧ノズル付管鎗を2本取付けること。
  - (17) スピンドルドライバーとスタンドパイプ及び消火栓開閉金具を取付けること。
  - (18) ホースブリッジ式を装備すること。
  - (19) 消火栓媒介金具、差込式媒介金具等を装備すること。
  - (20) 荷台後部に小型動力ポンプを積載せず他の資機材等を積載させた場合、資機材等の落下防止を図る為、荷台後端部に落下防止板を固定できるものとする。構造及び固定方法については、小型動力ポンプを積載しない場合において使用できるものとし、軽量強固なもので工具等を使用せずに固定ができること。
  - (21) その他の装備、積載品は「別表2 装備、積載品」のとおりとする。
  - (22) その他の付属資機材は「別表3 付属品」のとおりとする。

## 7 警音・警光・照明装置

- (1) 警音装置は、電子サイレンアンプ（ウーウー・カンカン音色）を使用し、スピーカーはキャブ上部赤色散光式警光灯に内蔵又はメーカーの指定する場所に設置し配線を行うこと。
- (2) 赤色散光式警光灯（スピーカー内蔵型）をキャブ上部前方中央に取付けること。
- (3) 標識灯は散光式警光灯一体型とし、車両スモールランプと連動すること。
- (4) LED赤色警光灯を車体前部、後部の左右に取付けること。
- (5) サーチライトは荷台後部に取付け、付近に手元スイッチを設けること。
- (6) 散光式警光灯、電子サイレンアンプ、団名標識灯の配線は、専用ヒューズを介し、まとめて取付けること。

## 8 塗装及び記入文字

- (1) 車体及び車体外部に取付けられた部品類は消防朱色とし、塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質を含まない等の環境を考慮したハ



イソリッドウレタン塗料を使用し、車体外部は完全な防錆加工を施すこと。

(2) アルミ縞板使用部は、無塗装とすること。

(3) 文字の記入は協議の上、次の箇所とすること。

ア 車体左右両側に「栃木市消防団」と丸ゴシック体、白色（反射加工）で記入し、とち介消防団バージョンステッカーを貼付（別途協議）すること。

イ 標識灯には、①「栃木10-3」②「栃木12-3」と丸ゴシック体黒色で記入すること。

ウ 車両後部左側に「栃木」と丸ゴシック体白色で記入すること。

## 9 その他

(1) 自動車登録番号は、①「10-03」②「12-03」とする。

(2) その他、必要事項は「甲」と「乙」で協議すること。

別表1 車両付属品（数量等は1台分）

番号	品名	数量等	備考
1	フロアーマット	1式	
2	サイドバイザー	1式	
3	泥除け	1式	
4	車両標準工具	1式	
5	スペアタイヤ	1式	
6	タイヤチェーン	1式	ネット式
7	フォグランプ	2個	
8	車幅灯	1式	LED式
9	路肩灯	1式	LED式
10	バックモニター	1式	
11	ドライブレコーダー	1式	SDカード32GB 詳細別途協議

別表2 装備、積載品（数量等は1台分）

番号	品名	数量等	備考
1	小型動力ポンプ(B-2級)	1台	水冷2サイクル又は4サイクル 検定出力30kW以上
2	無線受令機一式	1式	旧車両から本体のみ移設
3	車両用バッテリー充電器	1式	
4	ポンプ用バッテリー充電器	1式	
5	小型動力ポンプ積載装置	1台	手動傾斜式引き出しレール
6	ステップ縞板部アルミ縞板	1式	
7	消防団章	1式	ステッカー可能

8	ホース収納ラック	1式	5本以上収納 雨除カバー付
9	吸水管	1本	小型ポンプ用軽量吸管
10	吸管ストレーナー	1個	ストカゴセット3
11	吸管ちりよけ籠	1個	
12	吸管ロープ	1本	
13	とび口	2本	グラスファイバー製
14	消火器	1本	自動車用 (ABC 粉末 10 型)
15	管鎗	2本	スーパーストリーム管鎗
16	可変噴霧ノズル	2個	ヨネプロコンヘ 21
17	スピンドルドライバー	1本	1.1m以上
18	スタンドパイプ	1本	
19	消火栓開閉金具	1本	Tコック
20	消火栓媒介金具	1個	75mm径×65mm差込
21	差込式媒介金具	2個	65mm 雄雄、雌雌
22	防火井戸用蓋開け器具	2本	詳細別途協議
23	ホースブリッジ	1式	ゴム製シングル
24	中継圧力制御バルブ	1個	
25	吸管枕木	1個	
26	車輪止め	1組(2個)	ゴム製
27	剣先スコップ	1丁	
28	金てこ	1丁	
29	大ハンマー	1本	
30	ポンプ工具	1式	

3 1	標識付赤色散光式警光灯	1 式	大阪サイレン NF-MS-VXJ1-LB1
3 2	電子サイレンアンプ	1 式	大阪サイレン Mark-11
3 3	LED赤色警光灯（前部）	2 個	大阪サイレン LFA-50
3 4	LED赤色警光灯（後部）	2 個	大阪サイレン LFA-50
3 5	サーチライト	1 式	LED
3 6	照明器具	1 台	三脚付 LED 投光器/ナドプラム
3 7	二股分岐金具	1 個	65mm、50mmマルチ型
3 8	ホースバンテージ	5 個	
3 9	クイックストレーナー	1 個	ロダン 2 1 ※同等品可
4 0	ホースバック	2 個	渋消式 65mm 3 本用
4 1	拡声器	2 個	防水型
4 2	二つ折りはしご	1 台	

別表 3 付属品（数量等は 1 台分）

番号	品 名	数量等	備 考
1	管鎗	1 本	無反動管鎗
2	可変噴霧ノズル	1 個	ヨネプロコノハ 21
3	ホース（キンパイ）	1 0 本	65mm 使用圧 1.3Mp 以上 ※同等品可
4	背負式消火水のう	1 0 基	バルファースト
5	背負式消火水のう吸水器具	1 台	ウォーターチャージャー
6	荷台資機材落下防止板	1 式	工具無しで取付可能
7	特定小電力トランシーバー	5 式	マイクスピーカー、充電器付
8	補修塗料	1 式	補修塗料

9	発電機	1台	インバーター、充電コード付 出力 900W以上、
10	コードリール	1台	30m 防雨型コンセント
11	充電式チェーンソー	1台	ガイドバー350mm リチウムイオン18V 充電器、バッテリー2個
12	防火衣一式 (栃木市消防団仕様)	15式	ヘルメットFD-2 アラミドしころ (ロング) ベストガード ND-3034 防火服用ベルト 50mm シルバーゴム長靴 ※詳細別途協議